

本部が都内にある大学の東京圏のキャンパスへ
4年以上在学する卒業年度の学部生の方必見!

東京圏

Tokyo-Ken

青森

Aomori

から

への

就職活動

交通費

の

支援

をします!

に参加するための

就職活動に関する規定に沿った活動
(令和6年6月1日以降の選考面接等)に要した

交通費の1/2を支給
(上限 17,000円)

東京圏以外の方にも、
就職活動に要した交通費・
宿泊費を助成する制度が
あります!
(最大 22,000円)



地方就職支援金支給までの主な流れ

6月以降に
青森県内企業で
選考面接を受ける。

10月以降に選考面接を
受けた県内企業から
内定証明書を受け取る。

移住先の
市町村へ
申請

市町村から
地方就職支援金
を支給

青森県 こども家庭部 若者定着還流促進課
(青森県青森市長島1丁目1-1)

TEL:017-734-9174 E-mail:wakamono@pref.aomori.lg.jp

お問合せ先



制度の詳細は県ホームページへ

1. 支給金額

就職活動に関する規定(注1)に沿った活動(令和6年6月1日以降の選考面接等)に要した1回分の交通費の1/2(上限17,000円)

(注1)「2024年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」(令和4年11月30日)参照

2. 要件(以下全てを満たしていること)

(1) 移住関係

① 移住元	<ul style="list-style-type: none">➢ 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏※内のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学を卒業する見込みである。➢ 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住している。 ※ 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のこと。ただし、条件不利地域を除きます。
② 移住先	<ul style="list-style-type: none">➢ 東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域に所在する企業に就職することが内定している。➢ 卒業後に上記内定企業に就職し、東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域に移住する意思を有している。
③ その他	<ul style="list-style-type: none">➢ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。➢ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。➢ その他申請者の居住する都道府県又は市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認められた者でないこと。

(2) 就業関係

① 就業先	<ul style="list-style-type: none">➢ 勤務地が青森県内に所在すること。➢ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。➢ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。➢ 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。➢ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営者を担う役職を務めている法人ではないこと。
② 就業条件	<ul style="list-style-type: none">➢ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。➢ 青森県への勤務地限定社員としての採用であること。

3. 申請方法

申請書、就業先の内定証明書、在学証明書、交通費の領収書及び本人確認書類に加え、上記2及び3の要件に該当することを証する書類を**移住先の市町村に提出してください。**

申請書等の様式及び必要書類については、移住先の各市町村担当課へお問合せください。

各市町村担当課の連絡先は、県ホームページに掲載しています。

県ホームページ: <https://aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/wakamono/chihousyusyokushien.html>

